

農業水利施設補修工事品質管理士

[コンクリート構造物分野]

資格認定制度のご案内



一般社団法人 農業土木事業協会
Japan association of AGRicultural Engineering Enterprises

目 次

1	農業水利施設補修工事品質管理士制度について	1
1.1	資格認定制度の背景	
1.2	資格の対象施設・業務と位置付け	
2	農業水利施設補修工事品質管理士の資格取得	2
2.1	資格認定技術者の要件	
2.2	資格取得までの流れ	
3	農業水利施設補修工事品質管理士講習会・認定試験	3
3.1	講習カリキュラム（予定）	
3.2	認定試験	
3.3	合格者の公表及び合格証書の交付	
4	農業水利施設補修工事品質管理士登録	3
4.1	講習カリキュラム（予定）	
4.2	認定試験	
5	受講・受験料等	4
5.1	講習会	
5.2	認定試験	
5.3	資格更新	
5.4	登録料	

1 農業水利施設補修工事品質管理士制度について

1.1 資格認定制度の背景

農業水利施設は、食料の生産に欠かせない用排水の管理はもとより、国土保全や自然環境保全などの機能を有し、国民の「共通資産」として、極めて重要な役割を担っています。戦後、農業用用水路、排水路、ダム、頭首工、用排水ポンプ場等の農業水利施設が積極的に整備され、その資産価値は再建設費で約 32 兆円にのぼっていますが、そのうち基幹的水利施設 18 兆円の 17% は既に標準耐用年数を超えており、10 年後には 31% 近くが標準耐用年数を超えることとなります。

この膨大な農業水利資産を、限られた財源の中で維持管理し、長期にわたって利用していくためには、ストックマネジメントに基づいた適時適切な補修により、施設機能の保全を図っていく必要があります。しかしながら、農業水利施設の補修工事については、

- 1) 補修材料・工法が、農業水利施設の補修工事の要求性能に合致しているか明らかなでない。
- 2) 工法が表面処理や滲出水対策といった知見の少ない分野の施工に取り組まなければならない。
- 3) 品質管理、施工管理、出来形管理の方法は新たな基準を習得しなければならない。

といった課題があり、補修・補強工事に対応した技術体系の整備、人材の育成・確保が必要となっています。

農業土木事業協会は、会員会社とともに農業水利施設の補修工事の品質確保の調査・研究に積極的に取り組んできており、これらの成果を活用して、農業水利施設の補修工事を適切かつ効率的に実施する技術者を養成することとしたものです。

1.2 資格の対象施設・業務と位置付け

農業水利施設補修工事品質管理士は、農業水利施設のうち開水路、頭首工等のコンクリート構造物の補修に携わる分野とパイプライン施設の補修・補強に携わる分野に分かれます。

このうち、農業水利施設補修工事品質管理士[コンクリート構造物分野]（以下、「品質管理士」という）は、農業土木事業協会が実施する講習会を受講し、更に試験により一定水準の農業水利施設（コンクリート構造物）の補修工事の技術を有すると認定され、登録した者に与えられる資格です。

したがって、品質管理士は農業水利施設（コンクリート構造物）の補修工事の設計・施工・施工管理業務に従事していくことが主要な活躍の場になります。

補修工事の材料・工法は多種多様であり、品質管理士は、その中から農業水利施設（コンクリート構造物）の補修工事の要求性能に合致した材料・工法を選定できる技術知見が求められます。

また、農業水利施設（コンクリート構造物）の補修工事は、一般にかんがい期以降の寒冷で湿潤な環境下での施工となり、断水期間も限られることが多いため、品質管理士は補修工事の品質確保のための施工管理においても適切な指導力を発揮していくことが求められます。

農林水産省では、平成 26 年度から農村振興局所管の直轄工事を総合評価落札方式で実施をする際に品質管理士資格保有者には加点をすることとしました。

更に、補修工事に関する設計業務を実施する際にも、資格保有者を管理技術者評価の対象となります。

2 農業業水利施設補修工事品質管理士の資格取得

2.1 資格認定技術者の受験資格

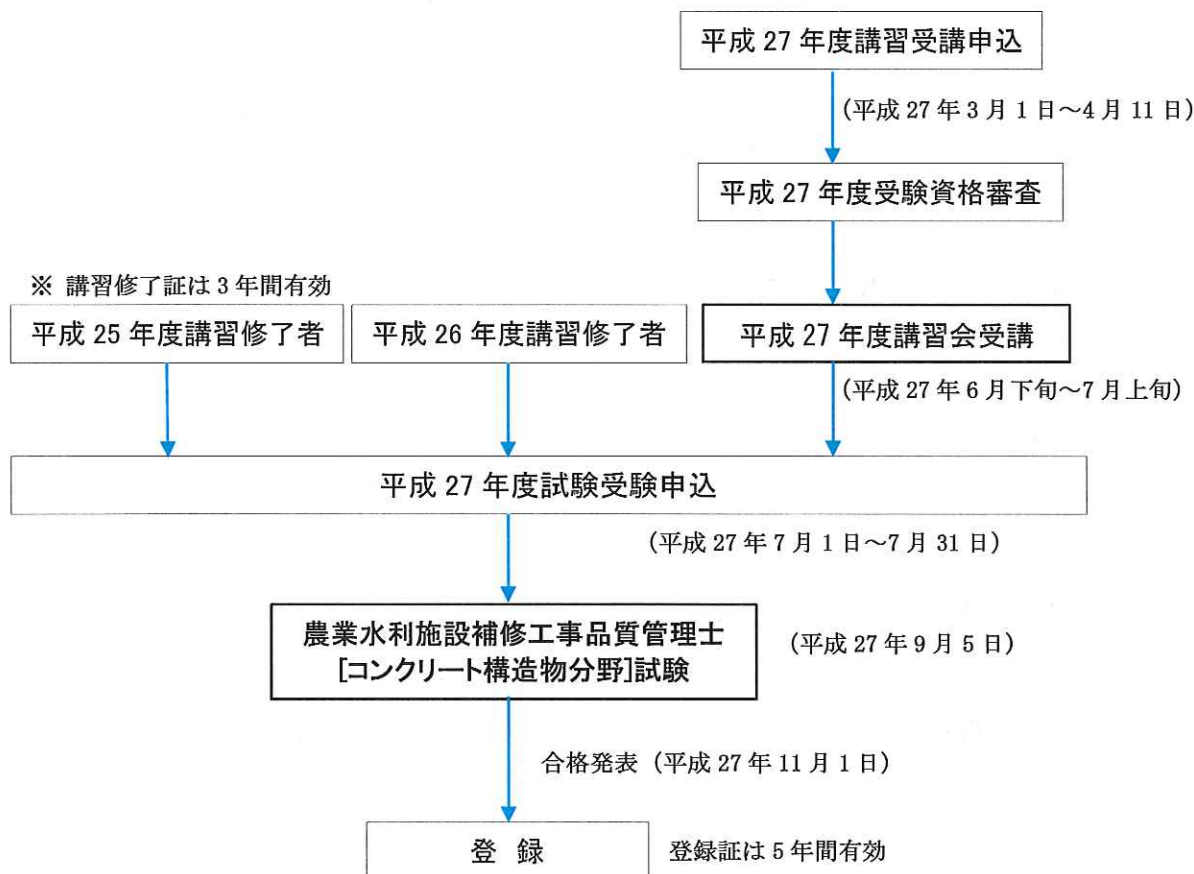
受験申請資格は次の要件のいずれかを満足するもので、当該講習会の講習を修了した者です。

- 1) 技術士（農業部門 農業土木）
- 2) 一級または二級土木施工管理技士
- 3) 農業土木技術管理士
- 4) コンクリート診断士
- 5) 農業水利施設の施工または施工管理に関する実務経験 8 年以上※

※「実務経験」とは、農業水利施設の施工および施工管理に直接的に関わる技術上のすべての職務経験をいい、具体的な例として下記に関する者をいう。

- ・受注者（請負人）として施工を指揮・監督した経験（施工図の作成や、補助者としての経験も含む）
- ・発注者側における現場監督技術者等（補助者も含む）としての経験
- ・設計者等による工事監理の経験（補助者としての経験も含む）

2.2 資格取得までの流れ（平成 27 年度の場合）



※ 受験資格については、平成 27 年度より受講年度を含め 3 年間（これまで 2 年間）の受講者を対象に緩和されました。

3 農業水利施設補修工事品質管理士講習会・認定試験

農業水利施設補修工事品質管理士の資格を取得するには、農業土木事業協会の主催する農業水利施設補修工事品質管理士講習会を受講して、認定試験を合格することが必要です。

3.1 講習カリキュラム（予定）

1日目 10:00～16:40	午前 開講式 農業水利施設のストックマネジメント 農業水利施設の変状 午後 開水路補修・補強工法の概要 補修工事の施工管理と完成検査 補修材料・工法の要求性能及び品質規格と選定
2日目 10:00～16:00	午前 補修工法の施工（無機系・有機系） 午後 止水バンド工法及び管路更生工法の概要・施工 パイプライン補修・補強工事の施工手順 修了式

※ カリキュラムの時間は都合により変更する場合があります。

なお、本講習会は農業農村工学会技術者継続教育機構の認定プログラムです。

3.2 認定試験

講習会（2日間の座学）修了者を対象に、研修内容について考査のための試験を実施します。
受験対象者は当該年度を含む3年間となります。

- (1) 試験内容は、農業水利施設の補修工事（コンクリート構造物）にかかる技術基準、技術的知識を問う四肢択一の筆記試験です。
- (2) 試験の合格条件は、所定の合格基準を満足するものとします。
- (3) 試験不合格者は、講習修了後3年以内に再試験を受験することができます。

3.3 合格者の公表及び合格証書の交付

農業水利施設補修工事品質管理士認定試験に合格した者には合格証書を交付するとともに、受験番号及び氏名を公表します。また、本資格を取得することにより、農業農村工学会技術者継続教育機構のCPDポイントが付与されます。

4 農業水利施設補修工事品質管理士登録

登録には、新規試験合格後に行う新規登録、5年目の有効期間前に行う更新登録があります。登録の有効期間は、登録証書が交付された日（初回登録日または更新登録日）から5年目の3月31日までとなります。

4.1 新規登録

試験合格後の登録申請により「農業水利施設補修工事品質管理士」の称号が付与されます。登録者には登録証書を発行します。さらに、当会に備える農業水利施設補修工事品質管理士登録名簿に登録されます。

4.2 更新登録

5年ごとに登録更新には技術の維持管理・向上のために必要な最新技術等に関する研修等の受講が必須条件となります。更新研修等の実施につきましては、実施要領を該当者にご案内します。

5 受講・受験料等

5.1 講習会

- (1) 受講料（座学2日間、テキスト代含む）29,400円（消費税込み）

5.2 認定試験

- (1) 受験料 10,800円（消費税込み）

5.3 登録料

- (1) 新規登録料 10,800円（消費税込み）
(2) 更新登録料 10,800円（消費税込み）

- ◆ 農業水利施設補修工事品質管理士講習会に申し込み／日程などについては「農業水利施設補修工事品質管理士講習会・認定士試験実施要領」を参照ください。
その他不明な点は下記へお問い合わせください。

105-0004 東京都港区新橋 5-34-4 農業土木会館 2F

一般社団法人 農業土木事業協会
農業水利施設補修工事品質管理士 運営事務局

TEL 03-3434-5437 FAX 03-435-7210

<http://www.jagree.or.jp/> sikaku@jagree.or.jp

<参考>

農業水利施設補修工事品質管理士制度実施規程

制定平成 23 年 10 月 5 日
改定平成 24 年 11 月 8 日
改定平成 26 年 10 月 21 日

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人 農業土木事業協会（以下「協会」という）が実施する、農業水利施設補修工事品質管理士制度の運営に関し必要な基本的事項を定める。

(資格)

第 2 条 農業水利施設補修工事品質管理士とは、農業水利施設の補修工事の特性を理解し、補修工事の材料・施工に関する総合的な技術検討・判断ができる技術の向上を図り、補修工事の設計、施工・施工管理全般に指導的な役割を果たすことができる能力を有すると協会の会長（以下「会長」という）が認定し、資格登録した技術者をいう。

2 農業水利施設補修工事品質管理士制度による資格は、次の 2 種類とする。

- 1) コンクリート構造物分野
- 2) パイプライン分野

(資格委員会)

第 3 条 会長は、第 1 条の目的を達成するため、学識経験者等で構成する資格委員会を協会に設置し、次の事項について意見を求める。

- 1) 農業水利施設補修工事品質管理士制度の運営及び実施計画に関する事項
 - 2) 農業水利施設補修工事品質管理士講習会（以下「品質管理士講習会」という）及び農業水利施設補修工事品質管理士認定試験（以下「品質管理士認定試験」という）の運営並びに受講・受験資格に関する事項
 - 3) 資格登録及び登録更新に関する事項
 - 4) 資質の向上に関する事項
- 2 資格委員会の下に講習委員会及び試験委員会を設置し、講習会及び認定試験等に関する業務を行う。
- 3 資格委員会、講習委員会及び試験委員会の所掌事項及び運営については、「資格委員会等規則」においてこれを定める。

(講習会等)

第 4 条 会長は、資格委員会の意見を踏まえ、品質管理士講習会を開催する。

2 受講資格者は以下のいずれかに該当する者とする。

- 1) 技術士（農業部門 農業土木）の資格を有する者。
- 2) 一級又は二級土木施工管理技士の資格を有する者。
- 3) 農業土木技術管理士の資格を有する者。
- 4) コンクリート診断士の資格を有する者。
- 5) 農業水利施設の施工又は施工管理等の技術的な実務経験が、8 年以上の者。

3 受講手続は、以下のとおりとする。

- 1) 受講申し込みは、会長が定める期日までに、受講申込書（様式 1 号）に本条 2 項 1 号から 4 号に該当する者は、該当する資格の写し、本条 2 項 5 号に該当する者は、農業水利施設の施工又は施工管理に関する実務経歴書（様式 2 号）を添えて協会に提出するものとする。
- 2) 会長は、書類審査の上、適当と認められる者に対して、受講票を送付する。
- 3) 受講者は、会長が定める受講料を、会長が定める方法により、所定の期日までに、協会に納入しなければならない。
- 4) 会長は、講習を修了した者に、講習修了証書（様式 3 号）を交付する。

(品質管理士認定試験)

第 5 条 会長は、講習会終了後、資格委員会の意見を踏まえ、農業水利施設の補修工事について、材料・工法の品質規格及び設計、施工・施工管理に関する技術力を問う認定試験を行う。

2 受験資格は、以下のいずれかに該当する者とする。

- 1) 当該年度の講習を受講し、講習修了証書の交付を受けた者。
- 2) 前々年度及び前年度の講習を受講し、講習修了証書の交付を受けた者。

3 受験手続は、以下のとおりとする。

- 1) 受験申し込みは、会長が定める期日までに、受験申込書（様式 4 号）に、本条第 2 項に定める講習修了証書の写しを添えて協会に提出するものとする。
- 2) 会長は、書類審査の上、適当と認められる者に対して、受験票を送付する。
- 3) 受験者は、会長が定める受験料を、会長が定める方法により、所定の期日までに、協会に納入しなければならない。

4 会長は、資格委員会が定める認定基準点以上の成績を得たものに対し、合格証書（様式 5 号）を交付する。

(登録等)

第 6 条 会長は、農業水利施設補修工事品質管理士名簿（以下「名簿」という）を備え、登録を行う。

- 2 登録を受けることができる者は、前条の認定試験に合格した者とする。ただし、合格後 5 年以上を経過した者にあつては、第 7 条に定める研修を了した者とする。
- 3 登録手続きは、以下のとおりとする。
 - 1) 登録しようとする者は、
 - (1) 登録申込書（様式 6 号）
 - (2) 会長が定める登録料の郵便払込金受領書の写しを添えて協会に提出しなければならない。
 - 2) 会長は、登録者に対し、登録証書（様式 7 号）を交付する。
 - 3) 登録の有効期間は、登録証書が交付された日から 5 年目の 3 月 31 日までとする。ただし、更新を妨げない。
- 4 会長は、登録名簿を公表するものとする。

（資質向上）

- 第 7 条 農業水利施設補修工事品質管理士は、常に、技術知識及び水準を向上させ、その資質向上に努めなければならない。
- 2 会長は、農業水利施設補修工事品質管理士の資質向上のための農業水利施設補修工事品質管理士研修等（以下「研修」という）を、資格委員会の意見を踏まえて開催する。
 - 3 会長は、研修の実施計画を登録者に通知するとともに、研修終了者には修了証を交付する。
 - 4 前項 2 号の規定にかかわらず、会長が指定する他の研修に参加した者にあつては、その参加を証する書面の写し、また、農業農村工学会技術者継続教育機構等に参加している者にあつては、その機構が発行する継続教育記録証明書（会長が別に定める単位）を添え、これに代えることができる。

（登録更新）

- 第 8 条 登録の更新を行おうとする者は、登録の有効期間中に前条に定める研修を了し、登録の更新を行わなければならない。
- 2 前項の更新手続きは、
 - 1) 登録更新申込書（様式 8 号）
 - 2) 前条第 3 項の修了証又は第 4 項の継続教育記録証明書の写し
 - 3) 会長が定める更新登録料の郵便払込金受領書の写しを添えて、協会に提出しなければならない。
 - 3 会長は、登録更新者に対し、登録証書（様式 9 号）を交付する。

（変更等の届出）

- 第 9 条 登録を受けた者は、住所、氏名、並びに所属機関の名称及び所在地について変更が生じた場合は、すみやかに変更等の届出（様式 10 号）を協会に提出しなければならない。

（登録の抹消）

- 第 10 条 会長は、農業水利施設補修工事品質管理士が次の行為をなした場合は、登録を抹消することができる。
- 1) 虚偽又は不正行為に基づき、講習、認定試験又は登録を受けた場合。
 - 2) 前条の変更等の手続きを怠った場合
 - 3) 農業水利施設補修工事品質管理士の信用を傷つけ又は失墜させた場合
 - 4) 正当な理由なく農業水利施設補修工事品質管理士の業務に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用するなど不正行為をなした場合

（規程に定めのない事項の処理）

- 第 11 条 本規程に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、資格委員会の意見を聞き、会長が処理をする。

付則

この規程は、平成 26 年 10 月 21 日から施行する。

